

徳島県告示第二百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年五月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月十三日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

271		整理 番号	路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
栗山殿野				同	三好市山城町栗山字とどろ同所一九〇番一地先			
新					旧		二四・五〽三三・五	一一・二
二七・五〽三七・八								一一・二